

令和4年度

教育・保育重点目標及び関係機関
に対する指示事項

令和4年3月

島本町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進	3
【2】確かな学力の育成	4
【3】英語教育の推進	6
【4】豊かな人間性の育成	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進	9
【6】保幼小連携の推進	11
【7】支援教育・保育の充実	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底	16
【4】快適な教育・保育環境の整備	18
III 社会教育と生涯学習の推進	19
【1】青少年健全育成の推進	19
【2】文化財保護の推進	20
【3】生涯学習活動の推進	21
【4】図書館サービスの推進	22
【5】スポーツ活動の推進	23

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなっており、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で生まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「教育振興基本計画における後期事業計画」（平成30年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、主要施策「みづまるキッズプラン（3か年）計画」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の

教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、10年後の多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にされた教育活動を推進していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和4年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 児童・生徒の資質・能力向上のために、教育内容等を教科横断的な視点で組み立てていく。

【本年度の指示事項】

- (1) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (2) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (3) 進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続等、より丁寧な対応に努めること。
- (4) 不登校等の課題のある生徒に対しては、早い時期から進路を見据えた適切な指導・支援を行うことができるよう配慮し、各関係機関とも連携しながら、継続した支援を行うこと。
- (5) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (6) 学校の立地を生かした施設併設型の一貫教育（第二中学校ブロック：二小・二中）や一貫教育（第一中学校ブロック：一幼・一小・三小・四小・一中）において、府のスクールエンパワーメント※推進事業（確かな学びを育くむ学校づくり）や、加配教員（指導方法の工夫改善定数、児童・生徒支援加配教員等）を活用しながら、特色ある取組を推進すること。
- (7) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

【2】確かな学力の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテストや小学生すくすくテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、P D C Aサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒の実情に応じ創意工夫して実施する。
- (7) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学情報習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (2) 教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (3) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (4) 大阪府チャレンジテスト（中学校全学年対象）、大阪府すくすくテスト（小学校第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各学校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（S E 事業）
 - ・確かな学びを育む学校づくり（第三小学校、第二中学校）
- 大阪府教育庁作成「ことばのちから」活用シートの活用
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
 - ・教育センター「学校支援本部」の協力による自学自習力の育成

※カリキュラム・マネジメント：学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

【3】英語教育の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小学校1・2年生及び中学校においては「教育課程特例校制度」を活用し、連続的・系統的な英語教育の充実に努める。
- (3) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (4) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (5) 「実用英語技能検定受験料補助制度（3級以上の受験者）」の周知・活用を進める。
- (6) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、イングリッシュキャンプや研修を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。特に、小中学校においては、特別の教育課程を編成していることについて、保護者に周知すること。
- (3) 小学校3年生から6年生においては、新学習指導要領を踏まえ、加配教員や中学校専科指導教員を十分に活用すること。また、適切な評価を行えるように努めること。
- (4) 「実用英語技能検定受験料補助制度」について、生徒・保護者等に学校だより等を活用し、周知に努めること。
- (5) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実に努めることを目的に、イングリッシュ・シャワー・プログラムを実施すること。
- (6) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 英語教育に係る加配教員の配置
 - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校
 - ・指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第一中学校、第二中学校
 - ・小中連携教科指導加配（外国語）：第一中学校（第三・第四小学校 兼務）
- 英検 I B A（英語能力判定テスト）の実施（中学校）
- 実用英語技能検定受験料の一部補助（3級以上受験者）

【4】豊かな人間性の育成

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深め、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ等防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (6) 「文部科学省や府の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を取り入れた学校生活の中で、様々なストレスにさらされている児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努める

とともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会の開催

【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的な生活習慣を確立するため、「健康3原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、外部指導者等地域の協力を活用しながら、合理的かつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食

・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。

対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で地域人材や学生ボランティアとの連携
- 体育指導方法の習得・研究

【6】保幼小連携の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラム（案）を試行する。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通した学び」と「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）の作成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」、「子育て支援相談機関連絡会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、かがく遊びを柱に、子どもに応じて、実践を変化・発展させた実践事例を積み上げていくこと。
- (3) かがく遊び体験活動を通して「もの・こと」の性質や仕組みを感じ取らせ、最終的には自分なりの理屈を構築させ、独力で思考スキルを獲得させること。

※「かがく遊び」の定義

「もの（＝物質）」や「こと（＝現象）」を使いながら、その性質・仕組みを感じ取り、子どもなりの思考力（＝「科学的な見方・考え方の基礎」）を培うための就学前から低学年児童を対象とする「かがく遊びプログラム」をいう。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- みづまるキッズプラン策定委員会の開催
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施

※アプローチカリキュラム：5歳児の後期における教育課程・保育課程

※スタートカリキュラム：幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程

【7】支援教育・保育の充実

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指す。
- (4) 身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。また、福祉体験活動等を通じて、福祉教育を推進すること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実を図ること。
- (6) 0歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- スーパーバイザーによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者も対象としての講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター所内会議の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である学校支援「ゆめ本部」との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

【本年度の指示事項】

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室を中心としたネットワークを拡充するため、放課後子ども教室推進事業や島本町いきいき・ふれあい教育事業などに教職員やPTAがより積極的に関わるよう努めること。また、教職員や地域の方々との合同の研修等についても検討すること。
- (5) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 学校協議会の開催
 - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
 - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保・幼・小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 地域ボランティアや学生による木工、家庭科等の授業支援の実施
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 子どもの安全を確保するため、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、地震等の災害及び事件・事故が発生した場合、迅速かつ確かな行動ができるための学校独自の危機管理マニュアルを整備し、事態を想定した実践的な訓練を行う。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) PTA・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (4) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、学校教育活動全体を通じた安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び地震等をはじめとする集中豪雨・落雷等の自然災害に備える防災教育の推進や熱中症等の事故防止に努めること。
- (2) 「学校・幼稚園における災害対応マニュアル（資料）」や平成30年7月以降に作成の「地震における緊急対応ガイドライン」、「地震対応マニュアル」等を活用し、全ての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を明確にするなどして、学校安全の推進体制を整備するよう努めること。
- (3) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (4) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (5) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (6) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における安全対策の取組が、安全で安心して暮らせる地域やまちづくりに貢献するものと捉えること。
- (8) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。
- (9) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティアの新規募集

※「ながら見守り」：登下校時に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるために、気負わず、構えすぎず、日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。
- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活

動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○町教育委員会主催の研修会の開催

- ・人権教育研修
- ・生活指導研修
- ・学力向上研修
- ・外国語活動・英語研修
- ・道徳教育研修
- ・キャリア教育研修
- ・支援教育研修
- ・幼小中一貫教育研修
- ・初任者研修
- ・10年経験者研修
- ・食物アレルギー研修
- ・給食指導に係る研修
- ・保幼小合同研修
- ・カリキュラムマネジメント研修
- ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
- ・学童保育室指導員研修

【4】快適な教育・保育環境の整備

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に引き続き教育総務課職員が定期的に参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 保育基盤の拡充に伴い待機児童が解消されたが、引き続き年間を通じ待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 保育施設の長期的に適切な維持管理を行うため、長寿命化計画の策定を進めること。
- (5) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 第二小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第二小学校体育館便所改修
- 第三小学校下水放流切替
- 第一中学校屋内運動場屋上防水改修
- 第一中学校特別教室棟外壁改修
- 保育施設長寿命化計画策定事業
- 民間保育園保育士確保促進事業

Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

[本年度の指示事項]

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 青少年人権教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
 - ・書道教室
 - ・学習支援の場
 - ・識字学級
- 解放子ども会の支援
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
- 「こども110番の家」運動の実施
 - ・「こども110番の家」運動を広報誌等で周知
 - ・大阪府が実施している「動くこども110番」運動を広報誌等で周知
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- いきいき・ふれあい教育事業の実施
- 「二十歳の集い」（仮称）の開催

【2】文化財保護の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、管理運営に支障のない範囲で、団体による使用を許可し、保存と活用の両立を図る。

【本年度の指示事項】

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施し、埋蔵文化財の周知・啓発に取り組むこと。
- (3) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (4) 歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、一定の要件を満たす団体に限定することや必要に応じて条件を付すなど、各施設の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の古文書調査
- 埋蔵文化財の調査
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催
 - 「町内発掘調査成果速報展」
 - 「むかしの道具」展
 - ・「水無瀬駒 関連資料」実物展示
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・資料館コンサート
- 史跡桜井駅跡の活用
 - ・町が支援する団体の事業
- 地域伝統文化活性化事業
 - ・伝統文化 将棋教室
 - ・小・中学生等将棋大会

【3】生涯学習活動の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を全庁で共有し、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、従来開催してきた教室において開催回数等を見直し、より多くの住民が参加しやすい内容となるよう努めること。また、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容や連絡先などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対し、団体制度の説明を行うなど、積極的に取り組むこと。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 各種教室等の開催
 - ・シニア世代学級（旧年長者学級）
 - ・古文書講座
 - ・民謡教室
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室（青年の部）
 - ・和太鼓教室（一般の部）
 - ・陶芸教室
 - ・たのしい絵画教室
 - ・ポーセラーツ教室
 - ・ガラスアート教室
 - ・トールペイント教室
 - ・クラフト教室
 - ・苔テラリウム教室（新規）
 - ・浴衣着付教室（新規）
 - ・文化教室（小学生英語教室）
- 三島ブロック連携講座
 - ・おおさかふみんネット
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
 - ・文化祭
- 生涯学習関係団体の支援

【4】図書館サービスの推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用について、円滑な運営に努める。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、可能なサービスに努める。（学識経験者意見）

【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、利用者の興味を引くような特集コーナーを設けること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、雑誌カバーへの広告掲載を進めること。
- (6) 机へのパーテーション設置や座席のレイアウトを工夫するとともに、事業を実施する際には感染拡大防止に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 定例的な事業の開催
 - ・おはなしかい（毎週土曜日）
 - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
 - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日）
- 年間予定の事業の開催
 - ・おはなしかいスペシャル（春・秋・クリスマス）
 - ・こどもの読書週間の取組
 - ・読書オリンピック
 - ・図書館まつり（おはなしかい・講座・コンサート）
 - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
 - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
 - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
 - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
 - ・中学校生徒職業体験「夢・WORK・わく・ウィーク」受入れ
 - ・小学校児童「図書館見学」受入れ

【5】スポーツ活動の推進

◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、広報誌やHPだけでなく、各小学校児童に対し案内を配布するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、町財政との整合性を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
 - ・ニュースポーツ体験教室
 - ・夜間ウォーキング
- スポーツ施設の貸出し
 - ・町立体育館
 - ・東大寺公園テニスコート
 - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
 - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
 - ・ヨガ教室
 - ・ソフトバレーボール教室
 - ・ダブルダッチ教室
 - ・バドミントン教室
 - ・ジュニアテニス教室
 - ・体幹&ストレッチ教室
 - ・体力向上教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
 - ・町民スポーツ祭
 - ・スポーツレクリエーション祭
- スポーツ関係団体の支援
 - ・社会教育関係団体
 - ・総合型地域スポーツクラブ